

関西女子短期大学 後援会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、関西女子短期大学後援会と称し（以下「本会」という。）、事務所を関西女子短期大学事務局総務部に置く。

(目的)

第2条 本会は、大学と家庭との連携を緊密にし、関西女子短期大学（以下「本学」という。）に在学する学生の学業及びキャリア形成への支援、並びに、学生の課外活動及び相互扶助精神に資する支援、さらに本学の教育研究振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 一、学生の学業及び課外活動への助成
- 二、学生の進路指導への助成
- 三、学生の福利厚生を支援するための事業
- 四、自然災害等による学生の家計急変に対する支援事業
- 五、本学と会員相互の連携を図る事業
- 六、その他本会が必要と認めた事業

第2章 会員及び役員

(構成)

第4条 本会は、本学学生の保護者又は保証人及び本会の趣旨に賛同する一般有志の個人・法人及び団体等の会員をもって構成する。

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員は、本学学生の保護者又は保証人とする。

3 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、第10条に定める役員会が、入会を認めた者とする。

(役員)

第6条 本会に、前条に定める会員の中から、次の役員を置く。

- 一、会長 1名
- 二、副会長 3名
- 三、理事 若干名 （理事のうち若干名を常任とする。）
- 四、監事 2名

- 2 本会に、前項の役員その他、次に定める委員を置く。
 - 一、参与 若干名
- 3 役員及び委員の任務は、次のとおりとする。
 - 一、会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 - 二、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 三、理事は、会務運営について審議する。
 - 四、監事は、本会の会計を監査し、総会に報告する。
 - 五、参与は、本会の諮問に答える。

(役員選任・任期)

- 第7条 本会の役員及び委員の選任は、次の方法による。
- 一、会長は、学長の推薦に基づき、総会の承認を経てこれを選出する。
 - 二、副会長は、理事の中から会長これを委嘱する。
 - 三、理事は、正会員の中から会長これを委嘱する。
 - 四、監事は、正会員の中から役員会の承認を経て会長これを委嘱する。
 - 五、参与は、関西女子短期大学教職員の中から学長の推薦に基づき、会長これを委嘱する。
- 2 前項三号の規定にかかわらず、次の各号の者は、常任理事となる。
- 一、学長
 - 二、副学長
 - 三、事務局長
- 3 役員・委員の任期は、次のとおりとする。
- 一、役員の場合は1年とし、再任を妨げない。
 - 二、欠員が生じた場合の後任役員の場合は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議区分)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会及び役員会の招集は、会長が行う。
- 3 総会及び役員会の議長は、会長が務める。

(総会)

第9条 総会は年1回開催し、次に掲げる本会の運営方針を審議決定する。
但し、必要ある場合は、会長が役員会に諮り臨時総会を開くことができる。また、緊急の必要があって、総会を開く余裕のない場合は、役員会を開催して、総会に代えることができる。但し、この場合は次の総会においてその承認を得なければならない。

- 一、事業報告、決算報告
 - 二、事業計画、予算
 - 三、役員選任
 - 四、会則の改廃
 - 五、その他本会の運営に関わる重要事項
- 2 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第10条 役員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一、事業計画案
 - 二、予算執行
 - 三、総会議案
 - 四、その他役員会において必要と認める事項
- 2 役員会は、役員過半数の出席で成立する。
但し、役員が出席できない場合、委任状をもってこれに代えることができる。
- 3 役員会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第11条 本会の事業に関する具体的事項を処理するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次の者をもって構成する。
- 一、会長
 - 二、副会長
 - 三、常任理事
 - 四、参与
- 3 運営委員会は、本会運営にかかわる日常業務を執行する。

第4章 会計

(経費区分)

第12条 本会の経費は、会費、寄付、その他収入をもってこれに充てる。

(会費)

第13条 正会員の会費は、年額15,000円(年2回分納)とし、本会が大学事務局総務部に委託して徴収する。

- 2 賛助会員の会費は、個人は年額一口5,000円、法人・諸団体は年額一口15,000円とし、いずれも一口以上とする。
- 3 一旦納入された会費は休退学等を理由として返還しないものとする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計事務及び利息の帰属)

第15条 本会の会費は、学校法人玉手山学園に預け金として委託する。

2 本会の会計処理（管理・保管含む）は、学校法人玉手山学園が行うものとする。

3 本会の預け金の運用により生ずる利息は、学校法人玉手山学園に帰属するものとする。

(会則の改廃)

第16条 この会則の改廃は、役員会の審議を経て、総会で決定する。

附 則

1. この会則は昭和40年3月1日から施行する。
2. この会則の改定は平成3年4月1日より施行する。
3. この会則の改定は平成9年4月1日より施行する。
4. この会則の改定は平成20年5月17日から施行する。